

第4章 具体的な取組

施策1 母子保健の推進

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
乳幼児健康診査受診率	96.5%	96.0%

成果指標	現状値 (令和5年度)	方向性
特定不妊治療費助成組数	52組	
「安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス」の満足度	83.1%	
「障がいや発達に心配のある子どもに対する支援」の満足度	66.2%	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

妊娠・出産等に関する情報の取得や育児不安等を軽減するために、必要に応じた支援サービスを積極的に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- 方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
- 方向性3 子どもの療育と発達支援

民間の役割

産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠を希望する方や妊娠後、子どもが生まれたあとの支援まで切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及

幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

	取組内容	担当課
1	幼児期から「いのちのお話会」の実施等を通じ、いのちの大切さや性について知る機会を提供し、理解の促進に努めます。	すこやか子どもセンター
2	保護者に対しては、「いのちのお話会」、「保護者の勉強会」を開催するなど、いのちの大切さや性に関して子どもへ伝える方法を学ぶ場の提供を図ります。	すこやか子どもセンター
3	推進体制に関しては、「市内性教育連絡会」にて、教育や保健福祉分野との連携を図るとともに、実践スタッフの育成を進めることにより、子どもの年齢に応じた適切な支援につなげます。	すこやか子どもセンター

② 食育による子育て支援

	取組内容	担当課
1	離乳食講座の講義・実習などを通して食育の推進に努め、健全な食習慣や子どもの健やかな発達を推進します。	幼児教育センター

方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、すこやか子どもセンターを中心に、妊娠期から切れ目のない母子への支援に努めるとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した相談・支援の充実を図ります。また、関係機関と連携・協力しながら、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、各事案が抱える様々な問題へ包括的な支援を実施することで、育児不安等の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

① 安全で健やかな妊娠・出産への支援

	取組内容	担当課
1	妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ目なく対応します。	すこやか子どもセンター
2	妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行うとともに、仲間づくりを促進するために交流の場を提供します。	すこやか子どもセンター
3	安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携強化及び情報共有を行います。 また、産後ケア事業を必要とする全ての産婦へ利用者負担の減免支援を導入し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。	すこやか子どもセンター
4	妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりのため、母親の妊娠中から関わりをもてるように、父子健康手帳交付や各種講座等を開催するとともに、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行い、母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。	すこやか子どもセンター
5	不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に係る費用に対し助成を行います。	すこやか子どもセンター
6	離島という地理的条件や家族が長期不在となる生活環境など、妊婦の諸事情を考慮する中で、安心して出産できる環境を確保するため、定期健診や出産に伴う移動に要する費用等の一部を助成します。	すこやか子どもセンター
7	妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入経費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体的に取り組みます。	すこやか子どもセンター
8	産前・産後において体調不良等で家事・育児が困難であり、昼間に家事や育児を行う方が他にいない妊産婦に対し、家事育児の支援を行います。	すこやか子どもセンター

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

① 利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (設置か所数)	令和11年度量の見込み (設置か所数)	確保方策 (実施体制)
基本・特定型:0か所 母子保健型:1か所	こども家庭センター型: 1か所	こども家庭センター型:1か所

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

② 妊婦等包括相談支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績	令和11年度量の見込み (合計回数)	確保方策 (合計回数)
—	3,902回	3,902回

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

③ 妊婦健康診査（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (受診人数/延べ受診回数)	令和11年度量の見込み (受診人数/延べ受診回数)	確保方策 (実施体制)
1,463人/16,285回	1,262人/13,882回	実施場所:医療機関 ・ 実施時期:随時実施

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

④ 産後ケア事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績	令和11年度量の見込み (延べ人数)	確保方策 (延べ人数)
—	1,680人	1,680人

② 乳幼児健康診査の適切な実施

	取組内容	担当課
1	疾病や障がいなど、発達に心配がある乳幼児の早期発見と育児に不安がある母親への支援の役割を担っている乳幼児健康診査について、継続して行います。	すこやか子どもセンター
2	健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行います。	すこやか子どもセンター
3	乳幼児の健やかな発達と家庭での子育てを支援するため、健康診査において発達の心配がある乳幼児について、二次健康診査及び子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。	すこやか子どもセンター
4	乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。	すこやか子どもセンター

③ 家庭訪問による支援

	取組内容	担当課
1	子育ての孤立化防止や、育児不安の軽減につなげるため、家庭訪問員が生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育てに関する情報を伝えるなどの支援を行います。なお、家庭訪問員については、専門家による研修や訪問員相互の研修により、資質の向上を図ります。	すこやか子どもセンター
2	助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況を見ながら、個別に訪問指導を実施します。また、必要に応じ、産科・小児科医療機関、開業助産師など関係機関と連携を図りながら、助産師によるサポートを通じて、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。	すこやか子どもセンター
3	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。なお、居宅訪問などの事業を通じて、ヤングケアラーの実態把握に努めます。	すこやか子どもセンター
4	低出生体重児や高齢初産の方等で子育てに不安がある方、初産婦を対象に、出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のため、委託助産師が訪問し相談・支援を行います。	すこやか子どもセンター

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 （対象者数）	令和11年度量の見込み （対象者数）	確保方策 （実施体制）
1,484人	1,250人	市(すこやか子どもセンター)において実施

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑥-イ 養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 （延べ訪問世帯数）	令和11年度量の見込み （延べ訪問世帯数）	確保方策 （実施体制）
134人	530人	<ul style="list-style-type: none"> 市(すこやか子どもセンター)において実施 委託助産師が訪問 育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑦ 子育て世帯訪問支援事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績	令和11年度量の見込み （延べ人数）	確保方策 （延べ人数）
—	120人	120人

④ 子どもに関する相談支援

	取組内容	担当課
1	子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の資質の向上を図るとともに体制の充実を図ります。	すこやか子どもセンター
2	保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。	すこやか子どもセンター
3	仕事や病気で一時的に家庭での養育が困難になった子どもについて、児童養護施設等での預かりを行う子育て短期支援事業を継続して実施します。	すこやか子どもセンター

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑧ 子育て短期支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (延べ利用人数)
100人	210人	210人

⑤ 児童虐待の未然防止

	取組内容	担当課
1	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉それぞれの機能を一体的に相談支援を行うことで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく漏れなく支援を行います。また、児童相談所等の関係機関との円滑な連携・協働の体制を推進します。	すこやか子どもセンター
2	児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因（保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等）について、保育所・幼稚園・学校等の関係施設・機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応します。	すこやか子どもセンター
3	周産期からの母子保健事業を通じて、虐待の早期発見に努め、適切な支援を行います。	すこやか子どもセンター
4	「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行います。	すこやか子どもセンター
5	児童虐待に対応する担当職員や関係者の資質向上を図るため、引き続き研修を実施します。	すこやか子どもセンター
6	民生委員児童委員や主任児童委員、児童家庭支援センターなど、関係者と連携し、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対して支援を行います。	すこやか子どもセンター

方向性3 子どもの療育と発達支援

障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

① 子ども発達センターと地域での障がい児支援

	取組内容	担当課
1	子どもの発達についての勉強会や連絡会等でのケース検討を引き続き行い、医療機関との連携強化に努めます。	子ども発達センター
2	子どもの発達の状態や特性に応じた関わりができるよう、スタッフの充実を図りながら、訪問療育や施設支援を引き続き行うとともに、必要に応じ個別のケース会議や協議を行う場を設け、各関係機関との情報共有体制の強化に努めます。	子ども発達センター
3	「西九州させほ広域都市圏」の連携事業を推進する中で、子ども発達センターと関係自治体が抱える療育に係る課題解決のため、各種学習会等の開催を通じ、療育関係者の広域的なスキル向上につなげます。	子ども発達センター

② 児童発達支援センターすぎのこ園での障がい児支援

	取組内容	担当課
1	令和4年6月の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充として、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。このことから、地域における障がい児支援の更なる強化を図り、また、他の事業所と密接に連携するなど、地域における障がい児支援の中核的役割をさらに明確化したセンターへの機能強化を図ります。	子ども発達センター
2	子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援に係る関係職員の質の向上に努めます。	子ども発達センター
3	保育所・幼稚園・児童発達支援事業所等からの施設見学等の受け入れを引き続き行い、関係施設及び職員との連携を図ります。	子ども発達センター

施策2 地域での子育て支援

施策の目的

子どもの健全育成に資する居場所づくりを推進し、子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域子ども・子育て支援事業の 平均利用回数	37.1回	50回

成果指標	現状値 (令和5年度)	方向性
放課後児童クラブ待機児童数	4人	
「子どもの健全育成のための居場所 や遊び場づくり」の満足度	54.0%	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

地域における子どもの健全育成のために、身近な子どもたちに積極的に関心をもって触れ合い、放課後の子どもの居場所づくりなど地域と一緒に子どもたちの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

方向性1 地域における子育て支援の充実

方向性2 地域における子どもの健全育成

民間の役割

町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのある青少年団体、ボランティア団体、NPO法人などは、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、地域における子どもの健全育成や居場所づくりを各団体と連携して積極的に推進します。

方向性1 地域における子育て支援の充実

未就園児とその保護者が相互に交流等を行う「地域子育て支援センター」を拠点に、認定こども園における「子育て支援事業」との連携等を図るほか、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業により、地域における子どもと子育てでの支援を進めます。また、子育てに関する育児相談や講演会などの啓発の場を通じて、子育てに対する不安や負担感の緩和を図り、子育て家庭を地域全体でサポートしていきます。

① 地域子育て支援機能の充実

取組内容	担当課
1 地域子育て支援センターを拠点に、認定こども園における子育て支援事業と連携及び役割分担を図りながら、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。	保育幼稚園課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑩ 地域子育て支援拠点事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (月あたり延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (月あたり延べ利用人数)	確保方策 (実施体制)
5,995人	4,825人	公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ実施

② ファミリーサポートセンターの運営

取組内容	担当課
1 保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは満たされない一時的な保育ニーズへの対応を図るため、ファミリーサポートセンターの運営を通じ、支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行います。	子ども政策課
2 利用しやすい環境をつくるため、依頼会員と提供会員の交流会を継続して開催するとともに、情報発信を強化することにより制度の周知に努めます。	子ども政策課
3 会員養成講座やスキルアップ研修会等の開催を通じ、提供会員の質の確保を図ります。	子ども政策課
4 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間における会員養成講座やスキルアップ研修会等の相互受講のほか、ファミリーサポートセンター事業を実施していない自治体に対しては、本市を中心に支援講習会を開催し、立ち上げ支援を行います。	子ども政策課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑪ ファミリーサポートセンター事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (提供会員人数)
2,718人	2,882人	152人

③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート

取組内容	担当課
1 市民が主体となった子育て支援を推進するため、子育て支援サークルに対して、各種講座の開催や情報発信等を通じ、サークル相互または他団体との交流促進による自主的な活動の広がり活性化を図ります。	幼児教育センター

④ 子育てサポーターの養成

取組内容	担当課
1 子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。	すこやか子どもセンター
2 子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めます。	すこやか子どもセンター

⑤ 子育て支援意識の高揚

取組内容	担当課
1 地域に向けた子育て講演会・遊びの広場の充実・ふれあいイベントの開催を通じ、地域による子育て支援の意識高揚を図ります。	幼児教育センター
2 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において子育て講演会等を合同で開催します。	幼児教育センター

⑥ 事業者の子育てに対する理解促進

取組内容	担当課
1 保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座等の開催を通じ、父親の育児参加の意識高揚を図ります。	幼児教育センター
2 全国運動であるイクボスの普及について、行政が率先して取り組みながら、事業者へのセミナー等の実施により、その裾野を広げること努めます。	人権男女共同参画課

方向性2 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。また、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。

① 放課後児童対策パッケージに係る取組の推進

	取組内容	担当課
1	市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質やICT化の推進を含めた施設的环境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。	子ども政策課
2	就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。また、安心・安全で豊かな放課後を過ごすために、児童の下校時刻等の情報共有や校庭・体育館などの学校施設の利活用ができるよう各小学校と放課後児童クラブが連携を図ります。	子ども政策課 学校教育課 学校保健課 教育施設課
3	安全・安心な放課後の居場所を確保するための強化策として、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動等を活用した一体的な事業展開について検討します。また、放課後子ども教室と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう、放課後子どもプランコーディネーター等を介して、連携の推進について検討します。	子ども政策課 社会教育課
4	安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢のひとつとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。	子ども政策課 学校教育課 教育施設課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑫ 放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業）

	令和5年度実績 (利用定員・利用実人数)	令和11年度量の見込み (利用定員・利用実人数)
利用定員	2,986人	2,917人
1年生	827人	729人
2年生	687人	704人
3年生	479人	503人
4年生	349人	302人
5年生	155人	176人
6年生	112人	100人
利用実人数計	2,609人	2,514人

② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

	取組内容	担当課
1	地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。	子ども政策課

施策3 幼児教育・保育の充実

施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
保育所待機児童数 （10月1日時点）	0人	0人

成果指標	現状値 （令和5年度）	方向性
「延長保育など多様なニーズにこたえられる 幼稚園・保育所等」の満足度	70.9%	
幼児教育・保育研修に対する 受講者の満足度	99.0%	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

子育てと仕事を両立させるために、幼児教育・保育に関する各種支援を適切に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- 方向性1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上
- 方向性2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

民間の役割

幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。

特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

方向性1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

安心して子どもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

① 幼児教育・保育環境の充実

	取組内容	担当課
1	幼児教育・保育施設においては、質の高い教育・保育の提供が可能となるよう、教育・保育環境の整備を進めます。	保育幼稚園課
2	幼児教育・保育需要に対する適正な供給に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。	保育幼稚園課
3	安定した保育の提供及び利用者の利便性向上に鑑み、保育を必要とする全ての子どもについて、保育所等における保育標準時間（1日11時間）の利用を可能とします。	保育幼稚園課
4	幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担を考慮する中で、国の人づくり革命のひとつでもある幼児教育・保育の無償化や保育料階層の細分化等による軽減を図ります。	保育幼稚園課
5	離島における保育の確保にあたっては、小規模保育事業、家庭的保育事業など、児童規模に合わせた運営を行うとともに、状況に応じ、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を図ります。	保育幼稚園課

② 幼児教育・保育の質の向上

	取組内容	担当課
1	保育人材の確保にあたっては、保育士等の処遇改善を図るとともに、雇用対策や若年層の移住・定住促進等の多方面での保育人材の確保に係る各種取組を展開しつつ国や長崎県など市域を超えた関係機関等とも連携を図りながら、さらなる成果の向上につなげます。	保育幼稚園課
2	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等に対する実地の検査・確認及び立入調査を計画的に行うことにより、適正な施設運営を図ります。	子ども政策課
3	幼児教育・保育全般に関する調査・研究を担う施設として関係団体と連携し、乳幼児教育・保育施設と小学校及び義務教育学校へ研究結果の情報発信を行うとともに市民や関係者向けにホームページ等でも情報を公開します。	幼児教育センター
4	幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検討を行うとともに、「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において幼稚園教諭・保育士・保育教諭等向けの研修会等を合同で開催します。	幼児教育センター
5	保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めながら、幼児期から児童期への滑らかな接続に向けて全市的に保幼小連携を推進します。	幼児教育センター
6	特別支援学校等の関係機関との連携や研修会等を通して、特別支援教育等を担う幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図ります。	幼児教育センター

方向性2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ります。

① 延長保育等の実施

	取組内容	担当課
1	子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を含め、適宜、実情や市民ニーズ等に応じた最適な支援について検討を行います。	保育幼稚園課
2	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園等において、地域の実情に応じた活用に考慮しながら、一時的な預かりによる必要な保育を行います。	保育幼稚園課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑭ 延長保育事業（時間外保育）（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 （利用実人数）	令和11年度量の見込み （利用実人数）	確保方策 （利用実人数）
2,912人	2,399人	2,399人

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑬ 一時預かり事業（幼稚園在園児）（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 （延べ利用人数）	令和11年度量の見込み （延べ利用人数）	確保方策 （延べ利用人数）
126,322人	100,953人	100,953人

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑬ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 （延べ利用人数）	令和11年度量の見込み （延べ利用人数）	確保方策 （延べ利用人数）
2,300人	1,439人	1,439人

② 病児保育の推進

	取組内容	担当課
1	乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を基本に継続して実施します。	保育幼稚園課
2	「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間で圏域に所在する病児・病後児保育施設の相互利用を可能とし、居住地や勤務地に近い施設を利用できるなど、利用者のニーズに合わせたサービスの提供を行います。	保育幼稚園課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑮ 病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数/延べ利用定員数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数/延べ利用定員数)	確保方策 (延べ利用定員数)
1,831人/9,408人	1,670人/9,408人	9,408人

③ その他の保育事業

	取組内容	担当課
1	すこやか子どもセンターや子ども発達センター等との連携をとりながら、医療的ケア児も含め、障がい児保育等における量及び質の両面での充実を図ります。	保育幼稚園課

施策4 経済的支援の推進

施策の目的

児童手当や児童扶養手当、福祉医療費など子どもに関する手当や助成について適切に制度を運用し、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
乳幼児福祉医療費受給資格の 認定率	98.4%	100%

成果指標	現状値 （令和5年度）	方向性
「子どもの医療費や教育費の負担軽減などの 経済的支援」の満足度	50.8%	
ひとり親家庭のこどもの就園率 （保育所・幼稚園等）	86.7% （令和4年度）	
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯） ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	92.0% 90.0% （令和4年度）	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

子育てに伴う経済的負担を軽減するために、児童手当や福祉医療費などの各種支援を積極的に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

方向性1 経済的支援の推進

民間の役割

子育てに係る経済的不安の軽減に資するため、医療機関等は、福祉医療の推進に協力することが求められます。また、民生委員・児童委員や地域の子育て支援団体等は経済的支援施策の周知や実施に協力することが求められます。

方向性1 経済的支援の推進

子育て家庭への経済的支援の取組を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に運用するとともに、必要な支援についても逐次対応します。また、「こども政策DX」を推進しデジタル技術を活用した手続の簡素化等を通じて子育て世帯等の利便性向上に努めるとともに、最適な支援の在り方についても、引き続き調査・研究を行います。

① 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施

取組内容	担当課
1 法定受託事務の児童手当・児童扶養手当について、適宜適切に実施します。	子ども支援課

② 福祉医療費制度の運用

取組内容	担当課
1 子育て世帯への経済的支援として、乳幼児、小・中学生、高校生等世代、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。	子ども支援課
2 出生や転入等のライフイベントの際に漏れなく制度の案内を行うなど、周知・広報の徹底を図るとともに、市民ニーズ等に応じた制度の見直しについて、効果や財源等を整理しながら、国や県に対しても必要な働きかけを行います。	子ども支援課

③ ひとり親家庭等の自立促進（佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画）

《生活支援》

取組内容	担当課
【保育所への優先的入所】 1 ひとり親家庭が安心して就労・求職活動等ができるよう、保育所入所審査において優先的に配慮します。	保育幼稚園課
【病児保育】（再掲） 2 乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を基本に継続して実施します。	保育幼稚園課

《経済的支援》

取組内容	担当課
【児童扶養手当の支給】 1 ひとり親家庭等に対し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため所得状況に応じ児童扶養手当を支給します。	子ども支援課
【ひとり親家庭等福祉医療費助成】 2 児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父とその子及び父母のいない子に対し、所得状況に応じて医療費の一部を助成します。	子ども支援課
【母子父子寡婦福祉資金貸付金】 3 母子家庭・父子家庭、寡婦に対し、修学や技能習得等に必要な資金を貸し付け、経済的な自立を支援します。	子ども支援課
【保育料等の軽減】 4 母子家庭・父子家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所や放課後児童クラブ等の保育料を軽減します。	保育幼稚園課 子ども政策課

《就業支援》

	取組内容	担当課
1	「自立支援教育訓練給付金」制度による介護福祉士等の資格取得の促進を図るとともに、「高等職業訓練促進給付金」制度の運用を通じ、経済的自立につながる看護師や保育士等、専門性の高い資格取得のための受講期間に必要な生活支援を行います。	子ども支援課
2	個々の実情や適性に応じ就労支援計画を立て、ハローワーク等と連携しながら、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。	子ども支援課

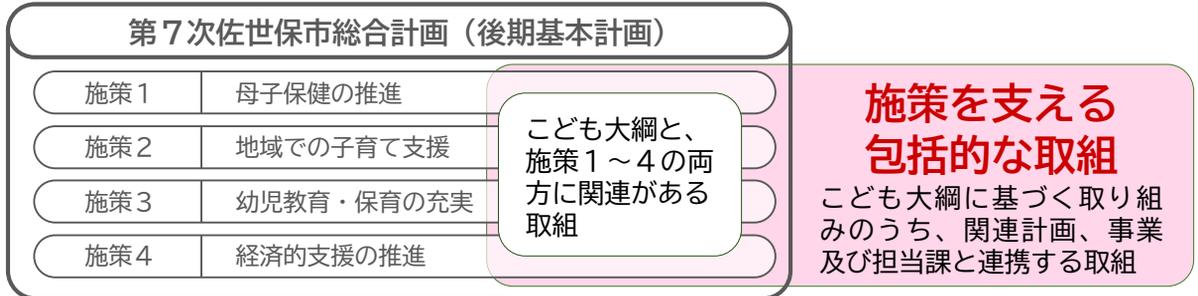
《相談体制の充実》

	取組内容	担当課
1	家庭相談員を配置し、DV、離婚、経済困窮、家庭問題等の相談に応じます。	すこやか子どもセンター
2	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭に対する子どもの進学や親の就労につながる資格取得等についての経済的な相談・助言を行います。	子ども支援課
3	母子・父子生活支援員を配置し、子どもの養育や生活全般に関する相談・支援を行います。	すこやか子どもセンター



施策を支える包括的な取組

「施策を支える包括的な取組」は、前述の「施策1～施策4」に加えて行う取組として位置付けています。



成果指標	現状値 (令和5年度)	方向性
子どもの自己肯定感	73.0%	
「子どもの権利」の認知度	40.4%	
「子育てに関する情報提供」に対する満足度	59.9%	
「子育てと仕事が両立できる職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）」の満足度	40.9%	

方向性1 子ども・若者の育成・支援

- ① ライフステージを通じた切れ目ない支援
- ② ライフステージ別の支援
- ③ 子育て当事者への支援
- ④ 子ども・若者の貧困対策

方向性2 親や子の居場所づくり

- ① 親や子どもを孤立させない居場所づくり
- ② 放課後の居場所づくり
- ③ 子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり

方向性3 共働き・共育での推進

- ① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成
- ② 男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

方向性4 子育て情報提供と相談体制の充実

- ① 子育て支援情報の発信
- ② 発信情報の検索性・利便性向上
- ③ 気軽に相談できる窓口の整備

方向性1 子ども・若者の育成・支援

すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、子どもの誕生前から青年期・子育て期まで、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。

① ライフステージを通じた切れ目ない支援

関連する各種計画等：

- 佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版） ○佐世保市教育振興基本計画（第4期）
- 佐世保市男女共同参画計画 ○佐世保市自殺対策計画（生きるを支えるさせぼプラン）
- 第2次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画

①－（1）子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等の主な取組

取組内容	担当課
【子ども・若者の社会参画・意見反映】 1 子ども・若者の意見を施策に反映するため、意見聴取と施策反映などの仕組みづくりを検討します。	子ども政策課 学校教育課
【人権教育・啓発活動の実施】 ●こどもが権利の主体であることについて周知するなど、普及啓発を行います。 ●各町内での学習会や企業への出前講座、社会教育施設等における学習機会の提供、人権教育研究会における研修の実施など、様々な機会を通して人権意識の高揚を図ります。	子ども政策課 社会教育課 学校教育課 人権男女共同参画課
【男女共同参画社会の推進】 3 性別や属性に関係なく、誰もが自分らしく生きられるよう男女共同参画社会の形成について、広報・SNSでの情報発信やイベント等での機会を捉え啓発活動を行います。	人権男女共同参画課

①－（2）多様な学びや体験、活躍できる機会づくりの主な取組

取組内容	担当課
【生涯学習推進事業】 1 ●学習情報や学習機会の提供及び充実を図ります。 ●「第四次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、子どもの読書活動を推進します。	社会教育課
【英語シャワー事業】 2 国際色豊かな本市の特長を生かし、官民協働の手法を用いて、市民が身近に英語や外国文化に触れ、日頃の学習成果を実践できる環境づくりを行います。	社会教育課
【体験学習・環境教育充実事業】 3 小学校4年生及び義務教育学校前期課程4年生では、九十九島パールシーリゾートでの自然体験や環境学習を実施します。中学校1年生及び義務教育学校後期課程1年生では、史談会や文化財課の専門講師による指導のもと、ふるさと佐世保市の歴史遺産について調査・見学を実施します。	学校教育課 文化財課

①－（３）子どもや若者への切れ目ない保健・医療の提供の主な取組【関連施策：１】

取組内容	担当課
<p>【乳幼児期から青年期】</p> <p>1 適切な口腔機能の獲得を図るため、口呼吸等の習癖が不正咬合や口腔・顎・顔面の成長発育等に影響が大きいことから、口腔機能の獲得・維持・向上のために、悪習癖等の除去や食育等に係る栄養及び歯科保健指導と知識の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>すこやか子どもセンター 健康づくり課</p>

①－（４）子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組みの主な取組

取組内容	担当課
<p>【若者向けゲートキーパー養成（依存症講話を含む）】</p> <p>1 大学や専門学校など若者を対象とした依存症講話、ゲートキーパー養成講座を行います。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>【豊かな心をはぐくむ実践事業】</p> <p>2 「いのちをみつめる強調月間」を設定し、学校・家庭・地域が一体となり心の教育の更なる充実のための広報活動及び講演会を開催します。</p>	<p>学校教育課</p>



② ライフステージ別の支援

関連する各種計画等：

- 佐世保市教育振興基本計画（第4期） ○佐世保市男女共同参画計画
- 佐世保市自殺対策計画（生きるを支えるさせぼプラン） ○第4次佐世保市食育推進計画
- 第2次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画 ○長崎県子育て条行動計画

②-1 子どもの誕生前から幼児期

②-1-（1）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保の主な取組
【関連施策：1】

取組内容	担当課
<p>【小児、周産期医療の充実】</p> <p>長崎県医療計画に基づき、県及び関係団体と連携して、小児、周産期医療※の維持に努めます。</p> <p>1 ※周産期医療：周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満までをいい、この時期は母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。</p>	医療政策課
<p>【乳幼児期】</p> <p>歯・口腔に関する健康格差を縮小するため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、むし歯予防のための食生活や生活習慣及び発達に合わせた口腔清掃等に係る歯科保健指導を行います。また、フッ化物の応用等をはじめとしたむし歯予防に重点的に取り組めます。</p> <p>2</p>	すこやか子どもセンター 健康づくり課
<p>【妊産婦等】</p> <p>妊産婦やその家族等に対して、妊産婦の歯・口腔の健康の重要性に関する知識の普及啓発を図ります。妊産婦等の生活習慣や生理的な変化によりリスクが高くなるむし歯や歯周病等の歯科疾患に係る歯科口腔保健に取り組めます。また、乳幼児の健全な歯・口腔の育成を図るための知識の普及啓発等を推進します。</p> <p>3</p>	すこやか子どもセンター

②-2 学童期・思春期

②-2-（1）子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等の主な取組

取組内容	担当課
<p>【生活困窮世帯等への学習支援】</p> <p>1 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援を行い、学力向上、高校進学率の向上を図ることにより貧困の連鎖の防止につなげます。</p>	生活福祉課
<p>【生徒指導充実事業】</p> <p>2 子どもの心の安定や環境の改善、自尊感情を醸成するとともに、問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止を図り、適切に対応することで、子どもが安心安全な学校生活を送ることができるよう努めます。</p>	学校教育課
<p>【就学援助】</p> <p>3 経済的な理由で、小・中学校及び義務教育学校に在学しているお子様を就学させることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など必要な経費を援助します。</p>	教育委員会 教育総務部総務課
<p>【特別支援教育就学奨励費】</p> <p>4 小・中学校の特別支援学級に在学しているお子様をお持ちの保護者の方の経済的負担軽減を目的とし、その負担能力の程度（世帯の所得等）に応じて、学用品費や給食費などの必要な経費を援助します。</p>	教育委員会 教育総務部総務課
<p>【遠距離通学児童生徒通学費補助金】</p> <p>5 市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上、船舶利用者（距離は問わない。）の児童生徒を持つ保護者の方を対象に、保護者の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。</p>	教育委員会 教育総務部総務課

②-2-(2) 居場所づくりの主な取組【関連施策：2】

取組内容		担当課
1	<p>【地域学校協働推進事業】</p> <p>各小・中学校及び義務教育学校への地域学校協働本部の設置や、放課後子ども教室、地域未来塾等の地域学校協働活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後の居場所づくりについては子ども未来部との連携をもとに推進を図り、地域未来塾については運営方法の見直しを行い拡充を図ります。 ●地域学校協働本部についても、コミュニティ・スクールと一体的推進を図りながら拡充し、事業全体の整理・統合を行い、高等教育機関との連携も視野に地域学校協働活動として総合的に支援していきます。 	社会教育課

②-2-(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実の主な取組

取組内容		担当課
1	<p>【心の教室相談員の配置】</p> <p>心の教室相談員を中学校に配置し、生徒が気軽に相談できる相手として、悩みを持つ生徒の相談活動を行います。</p>	学校教育課
2	<p>【教育相談員の派遣】</p> <p>各学校からの要請に応じて、教育相談員（臨床心理士や公認心理士等）を小・中・義務教育学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員のカウンセリングやアドバイスをを行い児童生徒の心の安定に努めます。</p>	学校教育課
3	<p>【スクールソーシャルワーカー活用事業】</p> <p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。</p>	青少年教育センター

②-2-(4) 成長年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の主な取組

取組内容		担当課
1	<p>【学校等の活動全体の中での男女平等・人権尊重の精神の育成】</p> <p>小・中学校及び義務教育学校の教育課程に人権教育の指導計画を位置づけ、子どもの発達段階に応じた人権尊重、男女平等の教育を行います。</p>	学校教育課
2	<p>【青少年非行防止推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補導担当職員による市中心部の巡回補導と委嘱補導委員による各地区の巡回補導をするほか、ネットパトロールによるSNSの巡視による見守りを行います。 ●白ポストを市内16カ所に設置し、投入された有害図書を回収・廃棄するほか、コンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等の店舗の立入調査を行います。 	青少年教育センター
3	<p>【薬物乱用防止教育】</p> <p>児童生徒を対象に、薬物乱用防止教室を実施し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行います。</p>	学校保健課
4	<p>【少年期】</p> <p>健全な歯・口腔の育成を図るため、乳幼児期の取組に加え、少年期に特徴的な歯周病予防対策にも取り組みます。</p> <p>また、少年期に生じやすい運動時等の口腔外傷への対応方法等に関する知識の普及啓発を図るなど、歯科口腔保健の推進に取り組みます。</p>	健康づくり課 学校保健課

②-2-(5) いじめ防止の主な取組

取組内容	担当課
<p>【いじめ・不登校対策】</p> <p>1 不登校防止、いじめ防止、ネットトラブル防止に資するリーフレット等を作成し啓発を行います。</p>	学校教育課
<p>【いじめ・不登校等対策】</p> <p>2 すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を実施し、命を大切にしたい心や思いやりの心をもつ「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。</p>	長崎県 児童生徒支援課

②-2-(6) ライフデザイン構築のための主な取組

取組内容	担当課
<p>1 市内の小・中学生や、高校生、大学生等に対して、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及活動などを通じ、ライフデザイン〔生活設計〕の構築に係る意識啓発に努めます。</p>	学校保健課 すこやか子どもセンター

②-2-(7) 不登校の子どもへの支援の主な取組

取組内容	担当課
<p>【教育相談活動事業】</p> <p>●子どもの生活・学校・学業・不登校等の問題に対して、来所、電話、メール、訪問、スクールソーシャルワーカー派遣等の手段で相談活動を行います。</p> <p>1 ●あすなろ教室（学校適応指導教室）を運営し、学校への復帰や将来的な社会的自立を支援します。自宅に閉じこもりがちな児童生徒に対してはメンタルフレンドの派遣や、居住地に近いコミュニティセンターなどのより身近な通級しやすい場所にサテライト教室を開設することで、通級や関係機関への相談を促します。</p>	青少年教育センター
<p>【不登校・ひきこもり支援】</p> <p>2 不登校・ひきこもりの方やそのご家族からの相談支援や居場所の提供を行い、適宜、関係機関等へつなぐ支援を行います。</p>	障がい福祉課 NPO法人フリースペースふきのとう
<p>【メンタルフレンド派遣事業】</p> <p>3 登校渋りやひきこもりなど、外に出たくても出られない子どもたちに、学校への復帰（再登校）または相談機関への足がかりとなることを目的に年齢の近い大学生等を派遣します。</p>	青少年教育センター
<p>【「あすなろ教室」（学校適応指導教室）】</p> <p>4 小・中学校不登校児童生徒やその保護者に対して、教育相談や学習支援及び体験活動などを行い、学校復帰（再登校）及び社会的自立に向けた支援を行います。</p>	青少年教育センター
<p>【「サテライトあすなろ教室」】</p> <p>5 「あすなろ教室」を、コミュニティセンター等を活用して開設し、学校に足が向かない児童生徒の居場所や学びの場を提供します。</p>	青少年教育センター
<p>【教育相談活動事業】</p> <p>6 いじめや不登校、学校のことで悩んでいる児童生徒や保護者に対しての教育相談や、教職員を対象とした教育相談を行います。（来所・訪問・電話・メール）</p>	青少年教育センター
<p>【いじめ・不登校等対策】</p> <p>7 要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。</p>	長崎県 子ども家庭課

②-2-(8) 高校中退の予防、高校中退後の支援の主な取組

取組内容		担当課
1	【高校中退予防の取り組み】 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。	長崎県 児童生徒支援課 学事振興課
2	【高校中退後の支援】 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門学校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。	長崎県 高校教育課

②-3 青年期

②-3-(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実の主な取組

取組内容		担当課
1	【奨学金】 大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けします。	教育委員会 教育総務部総務課
2	【高校生への食育推進事業】 家庭から自立する時期にある高校生を対象に職に関する啓発を行います。これまでの高校文化祭への出展に加え、出前講座の活用について、各学校に周知を促します。 【大学生・専門学校生への食育推進事業】 家庭から自立し、食生活が乱れやすく、栄養バランスが偏りやすい時期であるため各学校のSNS等と連携し、望ましい食生活の継続に向けた情報発信を行います。	健康づくり課
3	【青年期】 健全な歯・口腔の維持を図るため、歯周病と全身との健康の関係性に関する知識の普及啓発、むし歯・歯周病等の歯科疾患予防のための定期歯科健診の重要性や口腔清掃、食生活等に係る栄養及び歯科保健指導による生活習慣の改善の支援に取り組みます。また、歯周病予防の観点から、禁煙支援と緊密に連携した歯周病対策等に取り組みます。	健康づくり課
4	【高等教育の修学支援】 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないように、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。	長崎県 学事振興課

②-3-(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための主な取組

取組内容		担当課
1	【就労支援】 15歳から49歳までの方を対象に、地域の関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。	佐世保若者サポート ステーション
2	【若者の就業支援】 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。	長崎県 未来人材課 雇用労働政策課
3	【困難を抱える子ども・若者の支援】 「地域若者サポートステーション」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。	長崎県 雇用労働政策課

②-3-(3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援の主な取組

	取組内容	担当課
1	【結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現】 少子化の主な要因とされる未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、長崎県婚活サポートセンターを設置し、相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を一體的に推進し、結婚を希望する独身者に個人間の出会いのきっかけを提供します。	長崎県 こども未来課
2	【結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現】 県民が、希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、企業・団体による応援宣言、若い世代などへの妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発、ライフデザインを考える機会の提供、県民へのボランティア活動への参加呼びかけ、マスメディアとタイアップした情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となった取組を展開し、機運の醸成を図ります。	長崎県 こども未来課 こども家庭課

②-3-(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実の主な取組

	取組内容	担当課
1	【困難を抱える子ども・若者の支援】 「長崎県こども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに関する総合的な相談を受け付けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。	長崎県 こども未来課

③ 子育て当事者への支援

関連する各種計画等：○佐世保市教育振興基本計画（第4期） ○佐世保市男女共同参画計画
○長崎県子育て条行動計画

③-（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減の主な取組【関連施策：4】

	取組内容	担当課
1	【奨学金充実事業】 経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、奨学資金を貸し付けることで、教育の機会均等と有為な人材の育成を図ります。	教育委員会 教育総務部総務課
2	【就学援助】 経済的な理由で、小・中学校及び義務教育学校に在学しているお子様を就学させることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
3	【特別支援教育就学奨励費】 小・中学校の特別支援学級に在学しているお子様をお持ちの保護者の方の経済的負担軽減を目的とし、その負担能力の程度（世帯の所得等）に応じて、学用品費や給食費などの必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
4	【子育て応援住宅支援事業補助金】 居住誘導区域内の中古住宅を取得し、同区域内に新たに住まう子育て世帯に対して住宅取得費用の一部を補助します。（未確定）	都市政策課
5	【離島就学生助成金】 黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。	地域政策課
6	【遠距離通学児童生徒通学費補助金】 市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4 km以上、中学校で6 km以上、船舶利用者（距離は問わない。）の児童生徒を持つ保護者の方を対象に、保護者の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。	教育委員会 教育総務部総務課
7	【就学一時金】 4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。	教育委員会 教育総務部総務課

③- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援の主な取組【関連施策：2】

取組内容	担当課
<p>【子どもの安全対策事業】</p> <p>1 子どもを事故から守る協議会や子ども110番の家との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が協力・連携して組織的な安全教育活動の展開を図っています。</p>	学校保健課

③- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大の主な取組

取組内容	担当課
<p>【育児介護休業制度の普及】</p> <p>1 国・県など関係機関との連携により、育児・介護休業制度など各種制度の普及啓発に取り組み、働きやすい環境づくりの啓発に努めます。</p>	商工労働課
<p>【ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発】</p> <p>2 誰もがワーク・ライフ・バランスが取れるような職場となるよう市内事業所に対しイクボスの普及啓発を行います。</p>	人権男女共同参画課
<p>【事業所への意識啓発】</p> <p>3 男女共同参画や女性活躍に関する講座を行い、事業所の管理職や社員の意識啓発を促進します。</p>	人権男女共同参画課
<p>【多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及】</p> <p>4 市内企業に対して、国・県が実施するセミナーや補助制度の周知を行うことで、在宅就労などの働き方改革や社員のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを啓発し就業環境の整備を推進します。</p>	商工労働課
<p>【家事・育児・介護への男性の参画促進】</p> <p>5 家事・育児・介護への男性の参画推進を図るために、子育てが楽しめるようなイベントの実施や家事・育児・介護への参加を促す講座を開催します。</p>	幼児教育センター 人権男女共同参画課
<p>【教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実】</p> <p>6 ●小・中学校教職員を対象に、人権尊重及び男女共同参画に関する研修会を実施します。 ●関係機関と連携して人権教育に関する講演会を実施します。</p>	教育センター 学校教育課

③- (4) ひとり親家庭への支援の主な取組【関連施策：2・4】

取組内容	担当課
<p>【子どもの居場所への支援】</p> <p>1 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、相談があった市町に対し、こども食堂等民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。</p>	長崎県 こども家庭課

④ 子ども・若者の貧困対策【関連施策：4】

	取組内容（再掲）	担当課
1	【奨学金】 大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けします。	教育委員会 教育総務部総務課
2	【離島就学生助成金】 黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。	地域政策課
3	【就学援助】 経済的な理由で、小・中学校及び義務教育学校に在学しているお子様を就学させることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
4	【就学一時金】 4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。	教育委員会 教育総務部総務課
5	【高校中退予防の取り組み】 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。	長崎県 児童生徒支援課 学事振興課
6	【高校中退後の支援】 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門学校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。	長崎県 高校教育課
7	【高等教育の修学支援】 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないように、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。	長崎県 学事振興課



方向性2 親や子どもの居場所づくり

核家族化の進行と、地域でのコミュニケーションが希薄になっているため、子どもだけでなく子育て中の保護者が孤立している例がみられるのをはじめ、各家庭の事情に応じた多様な居場所が必要とされています。

① 親と子どもを孤立させない居場所づくり【関連施策：2】

取組内容	担当課
<p>【親や子どもが利用する居場所づくり】</p> <p>1 地域子育て支援センターや子ども食堂などをはじめとした、親や子どもを孤立させない居場所を提供します。</p>	<p>子ども政策課 保育幼稚園課</p>

② 放課後の居場所づくり【関連施策：2】

取組内容（再掲）	担当課
<p>【放課後児童クラブの量と質の確保】</p> <p>1 市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質やICT化の推進を含めた施設的环境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。</p>	<p>子ども政策課</p>
<p>【放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供と学校との連携】</p> <p>2 就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。また、安心・安全で豊かな放課後を過ごすために、児童の下校時刻等の情報共有や校庭・体育館などの学校施設の利活用ができるよう各小学校と放課後児童クラブが連携を図ります。</p>	<p>子ども政策課 学校教育課 学校保健課 教育施設課</p>
<p>【放課後子ども教室等を活用した一体的な事業展開の推進】</p> <p>3 安全・安心な放課後の居場所を確保するための強化策として、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動等を活用した一体的な事業展開について検討します。また、放課後子ども教室と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう、放課後子どもプランコーディネーター等を介して、連携の推進について検討します。</p>	<p>子ども政策課 社会教育課</p>
<p>【放課後児童クラブの開設場所の検討】</p> <p>4 安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢の1つとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。</p>	<p>子ども政策課 学校教育課 教育施設課</p>

③ 子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり【関連施策：2】

取組内容（再掲）	担当課
<p>【居場所となる施設の利活用推進】</p> <p>1 地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。</p>	<p>子ども政策課</p>

方向性3 共働き・子育ての推進

社会全体として働き方や労働環境の変化が進む中、子育ての男女共同参画や、ワークライフバランスへの意識啓発及び、育児休業等の各種制度による支援を推進します。

関連する各種計画等：○佐世保市男女共同参画計画

① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成

	取組内容（再掲）	担当課
1	<p>【育児介護休業制度の普及】</p> <p>国・県など関係機関との連携により、育児・介護休業制度など各種制度の普及啓発に取り組み、働きやすい環境づくりの啓発に努めます。</p>	商工労働課
2	<p>【ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発】</p> <p>誰もがワーク・ライフ・バランスが取れるような職場となるよう市内事業所に対しイクボスの普及啓発を行います。</p>	人権男女共同参画課
3	<p>【事業所への意識啓発】</p> <p>男女共同参画や女性活躍に関する講座を行い、事業所の管理職や社員の意識啓発を促進します。</p>	人権男女共同参画課
4	<p>【教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校教職員を対象に、人権尊重及び男女共同参画に関する研修会を実施します。 ●関係機関と連携して人権教育に関する講演会を実施します。 	教育センター 学校教育課

② 男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

	取組内容（再掲）	担当課
1	<p>【多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及】</p> <p>市内企業に対して、国・県が実施するセミナーや補助制度の周知を行うことで、在宅就労などの働き方改革や社員のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを啓発し就業環境の整備を推進します。</p>	商工労働課
2	<p>【家事・育児・介護への男性の参画促進】</p> <p>家事・育児・介護への男性の参画推進を図るために、子育てが楽しめるようなイベントの実施や家事・育児・介護への参加を促す講座を開催します。</p>	幼児教育センター 人権男女共同参画課

方向性4 子育て情報提供と相談体制の充実

子どもとその保護者、または妊婦等が必要な情報を必要な時に得やすくする工夫及び、必要な支援等について相談窓口への誘導含めたきめ細やかな利用支援を行います。

① 子育て支援情報の発信

	取組内容	担当課
1	【きめ細やかな情報発信の促進】 インターネット(ホームページ、SNS)等の多様な媒体や、各種イベントや施設等における様々な機会・場を活用するなど、わかりやすく、きめ細やかな情報発信を行います。	子ども政策課

② 発信情報の検索性・利便性向上

	取組内容	担当課
1	【市からの発信情報の改善】 ホームページ・SNSなどDXを活用した情報発信方法の見直しを図ります	関係各課
2	デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を図り、子育て世帯等の利便性の向上に努めます。	関係各課

③ 気軽に相談できる窓口の整備

	取組内容	担当課
1	【子ども・子育て情報の集約・提供・利用支援】 子どもとその保護者、または妊婦等が必要に応じ、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づき情報の集約・提供、利用支援等を行います。	関係各課

